[別紙 1] 日本財団が行う、主な造船関係貸付事業の内容概略

【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

- 1)貸付資金種類:[設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金、及び、土地取得資金(造船関係事業の用に供しない土地は対象外)、鉄道・運輸機構との共有船建造資金、環境規制(CO2・SOx・NOx排出規制)に対応する船舶の改修資金 [運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金
- 2) 貸付期間:設備資金/15年以内、運転資金/5年以内
- 3) 利 率:年1.6%以内(全期間固定金利、6カ月後払い)
- 4) 利用対象者:造船業・造船関連工業・海運業(機構共有船建造資金・船舶改修資金に限る)・マリーナ等の事業者
- 5) 貸付金限度額:設備資金/20億円(財団が認める場合は40億円)、運転資金/10億円(財団が認める場合は20億円)・所要資金額の80%以内
- 【低・脱炭素船舶建造資金貸付制度】(2025年度の募集予定額は150億円/年 内訳:新燃料船建造100億円、新燃料船以外の船舶建造50億円)
 - 1) 融資対象者: 新燃料船(LNG・アンモニア・水素を主機関の燃料とする船舶)、又は海事産業強化 法に基づく「特定船舶導入計画」認定を受けた船舶を建造する事業者
 - 2) 融資金の限度額: 所要資金の 80%以内(鉄道・運輸機構の共有船は機構の持ち分を控除した金額以内))で新燃料船は1隻20億円以内。1事業者1年度40億円以内、新燃料船以外は1隻10億円以内、1事業者1年度20億円以内
 - 3) 事業者への融資利率: 0%(無利利息融資)
 - 4) 融資期限:4年以上18年以内。当初3年6カ月以上4年以内の元金返済据置期間あり
 - 5) 取扱経費: 財団から取扱金融機関に、年1%+消費税を支払う

【中小造船業経営革新支援資金貸付制度】

- 1)貸付資金種類: [設備資金]経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な設備資金及び土地取得資金(造船関係事業の用に供しない土地は対象外) [運転資金]経営革新の為の事業又は異分野連携新事業分野開拓計画事業、経営力向上に係る事業に必要な運転資金
- 2) 貸付期間:設備資金/15年以内、運転資金/5年以内
- 3) 利 率:年1.3%以内(全期間固定金利、6カ月後払い)
- 4) 利用対象者:造船関係事業者で「中小企業等経営強化法」に基づき承認または認定を受けた者
- 5) 貸付金限度額:設備資金/20億円、運転資金/5億円